



発行 新潟県

第 43 号

令和8年6月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 485 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 486 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 487 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課）
- 488 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止(障害福祉課)
- 489 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定病院の認定（障害福祉課）
- 490 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 491 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課）
- 492 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止(障害福祉課)
- 493 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（文化課）
- 494 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 495 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 496 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 497 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 498 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 499 連携管理保全計画の認可（農地計画課）
- 500 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 501 地籍調査事業計画の決定（農村環境課）
- 502 道路の区域変更（道路管理課）
- 503 道路の供用開始（道路管理課）
- 504 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の契約者等について（危機対策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）

監査委員公表

- 監査結果報告公表（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第485号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 新潟県立中央病院
- 2 所在地 上越市新南町205番地
- 3 有効期間 令和8年8月11日から
令和11年8月10日まで

◎新潟県告示第486号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	指定年月日
ナースステーションはなことば柏崎	柏崎市松美2-5-57グリーンビル朋友102号室	精神通院医療		令和8年5月1日
じゅん脳外科・内科	長岡市泉2-4-1	精神通院医療		令和8年6月1日
わかば薬局袋町店	十日町市高田町1丁目212番地	精神通院医療		令和8年6月1日
しなの薬局水原店	阿賀野市百津町3-46	精神通院医療		令和8年6月1日

◎新潟県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	更新年月日
リーフ薬局	燕市杣木字枯木1824番4号	精神通院医療		令和8年6月1日
みなみ調剤薬局三条店	三条市本町2丁目8-19	精神通院医療		令和8年6月1日
ケンユウ金塚薬局	新発田市下小中山392-20	精神通院医療		令和8年6月1日
訪問看護ステーション デュオン上越	上越市仲町4丁目3-19 マルケー・バスビル3階1室	精神通院医療		令和8年6月1日

◎新潟県告示第488号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	廃止年月日
ユリノキ調剤薬局	加茂市幸町1-16-26	精神通院医療		令和8年4月15日
松之山薬局 本店	十日町市松之山1600番地	精神通院医療		令和8年4月30日
やよい調剤薬局	胎内市本町3-31	精神通院医療		令和8年5月1日
医療法人社団じゅん脳外科・内科	長岡市泉2-4-1	精神通院医療		令和8年5月31日
わかば薬局袋町店	十日町市高田町1丁目212番地	精神通院医療		令和8年6月1日

◎新潟県告示第489号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項又は第33条第3項の規定による特定病院を次のとおり認定した。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	認定期間
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2丁目4番1号	令和8年6月1日から 令和11年5月31日まで

◎新潟県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	指定年月日
わかば薬局袋町店	十日町市高田町一丁目212	育成医療・更生医療	—	令和8年6月1日
しなの薬局水原店	阿賀野市百津町3-46	育成医療・更生医療	—	令和8年6月1日
訪問看護ステーションライフィニティ石打	南魚沼市上一日市94番地	育成医療・更生医療	—	令和8年6月1日

◎新潟県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
----	-----	-----------	-------

まの薬局	佐渡市長石396番地19	育成医療・更生医療	令和8年6月1日
------	--------------	-----------	----------

◎新潟県告示第492号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
やよい調剤薬局	胎内市本町3番31号	育成医療・更生医療	令和8年5月1日
ユリノキ調剤薬局	加茂市幸町1-16-26	育成医療・更生医療	令和8年4月15日
わかば薬局袋町店	十日町市高田町1丁目212番地	育成医療・更生医療	令和8年6月1日
松之山薬局本店	十日町市松之山1600	育成医療・更生医療	令和8年4月30日

◎新潟県告示第493号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	新潟市中央区学校町通一番町12番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
新潟県民会館に係る使用料の徴収に関する事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年4月1日

◎新潟県告示第494号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市堀越字砂田3257番	田	842
阿賀野市堀越字砂田3285番1	畑	548
阿賀野市堀越字砂田3286番	田	46
阿賀野市堀越字砂田3415番1	畑	519

阿賀野市堀越字砂田3415番子	田	23
阿賀野市堀越字砂田3416番1	田	39
阿賀野市堀越字砂田3416番2	田	9.91
阿賀野市堀越字砂田3429番	畑	109
阿賀野市寺社字鴨深甲3042番	田	2,023

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年8月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

83,425円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第495号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市堀越字砂田778番1	田	455
阿賀野市堀越字砂田3182番1	田	24
阿賀野市堀越字市戸3964番	田	1,140
阿賀野市堀越字片田3498番1	田	868
阿賀野市堀越字片田3499番1	田	580
阿賀野市堀越字砂田3287番1	田	1,004
阿賀野市堀越字砂田3292番1	畑	50
阿賀野市堀越字砂田3410番1	畑	66
阿賀野市堀越字砂田3410番3	田	6.55
阿賀野市堀越字砂田3411番1	田	0.42
阿賀野市堀越字砂田3413番1	畑	52
阿賀野市堀越字砂田3413番子	田	16
阿賀野市堀越字砂田3414番1	田	376

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年8月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

89,835円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第496号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (平方メートル)
阿賀野市下条字中道1725番 1	田	435
阿賀野市山口字中道2424番 2	田	443
阿賀野市山口字中道2453番 1	田	1,015
阿賀野市山口字中道2454番 1	田	1,016
阿賀野市山口字中道2455番 2	田	410
阿賀野市山口字上野地232番	田	1,917

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年8月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

132,785円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟県地方務局新津支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第497号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新発田市及び北蒲原郡聖籠町の一部を受益地域とする県営阿房堀地区農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年6月8日から令和8年7月3日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第498号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を令和8年5月26日認可した。

令和8年6月5日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第499号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の11第1項の規定により、次のとおり連携管理保全計画を認可した。

令和8年6月5日

新潟県三条地域振興局長

連携管理保全計画の名称	連携管理保全計画を定めた者の所在及び名称	認可年月日
刈谷田川地域水土里ビジョン	見附市上新田町3085番地 刈谷田川土地改良区	令和8年5月26日

◎新潟県告示第500号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 土地改良事業名
区画整理(農地環境整備)事業
- 2 地区名及び受益市町村名
上方貝地区 小千谷市
- 3 工事完了年月日
令和8年3月19日

◎新潟県告示第501号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和8年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第3-1計画区	令和9年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7-3計画区及び第9計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第34計画区・第36計画区及び第37計画区	〃
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃
燕市	燕市の第46計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28-2計画区・第29計画区及び第31-1計画区	〃
妙高市	妙高市の第1-3-2計画区	〃

阿賀野市	阿賀野市の第44-1計画区・第44-2計画区・第45計画区及び第46計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第48-1-1計画区・第23計画区・第58-2-1計画区・第48-1-2計画区及び第51-3計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第14計画区・第15計画区及び第16計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第46計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第12計画区・第13-2計画区及び第14計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第2020-4計画区及び2024-1計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第18-2計画区・第19-2計画区及び第19-3計画区	〃

◎新潟県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市塚野山字中村783番6から 同市千谷沢字浦川原3735番1まで	新	(A)7.8~22.0メートル	1,015.5メートル
		(B)11.2~33.3メートル	1,033.7メートル
		(C)7.8~33.8メートル	1,052.0メートル
	旧	(A)7.8~22.0メートル	1,015.5メートル
		(B)11.2~33.3メートル	1,033.7メートル

備考 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字下船渡戊510番2から同郡同町大字下船渡戊559番3まで
- 3 供用開始の期日 令和8年6月5日

◎新潟県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字下船渡戊411番5から同郡同町大字下船渡戊559番3まで
- 3 供用開始の期日 令和8年6月5日

公 告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
令和8年度新潟県総合防災情報システム保守運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県防災局危機対策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
委託
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和8年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
三菱電機株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通二丁目4番10号
- 7 契約価格
69,889,600円
- 8 随意契約の相手方を決定した理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡 A街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外
設置者 J A三井リース建物株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（荷さばき施設の位置、廃棄物等保管施設の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）に関する届出
公告日 令和8年1月16日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和8年6月5日から令和8年7月5日まで

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)クスリのアオキ吉田南店
所在地 燕市吉田西太田字礼木825番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者
氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町2512番地
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年1月27日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,840平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
・位置 届出書に添付された図面のとおり
・収容台数 計75台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
・位置 届出書に添付された図面のとおり
・収容台数 計10台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
・位置 届出書に添付された図面のとおり

- ・面積 計24.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計14.808立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社クスのアオキ
午前9時00分から翌午前0時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 1箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1
午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和8年5月26日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和8年6月5日から令和8年10月5日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

監査委員公表

監査結果報告公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年6月5日

新潟県監査委員 井 上 智 美
新潟県監査委員 齋 京 四 郎
新潟県監査委員 樋 口 秀 敏
新潟県監査委員 樺 澤 尚

1 監査の基準

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に基づき実施した。

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

3 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

4 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
はまぐみ小児療育センター	令和8年2月18日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
新潟学園	令和8年3月11日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所高冷地農業技術センター	令和8年3月18日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
農業総合研究所中山間地農業技術センター	令和8年3月18日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
農業総合研究所中山間地域農業研究センター	令和8年3月18日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
妙法育成牧場	令和8年2月19日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
下越家畜保健衛生所	令和8年3月17日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 下越家畜保健衛生所照明器具LED化工事に係る一般競争入札に際し、支出負担行為決議書の支出負担行為額を別封のとおりとせず、担当者以外の職員でも予定価格が確認できる状況となっていた。 また、最低制限価格を設定することなく入札を行い、落札者を決定していた。 予定価格の取扱いに留意するとともに、令和4年9月5日付け監第1979号農林水産部長通知に基づく適正な事務処理を行われたい。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
中越家畜保健衛生所	令和8年3月13日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
水産海洋研究所佐渡水産技術センター	令和8年3月19日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
中越教育事務所	令和8年3月17日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
下越教育事務所	令和8年3月17日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
県立図書館	令和8年2月26日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
生涯学習推進センター	令和8年2月26日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
文書館	令和8年2月26日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
新潟南高等学校	令和8年2月20日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
新潟江南高等学校	令和8年3月17日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新潟西高等学校	令和8年3月19日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
新潟向陽高等学校	令和8年2月12日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
巻高等学校	令和8年2月5日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
新津工業高等学校	令和8年3月11日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上

新津南高等学校	令和8年2月12日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同	上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同	上
西新発田高等学校	令和8年1月30日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同	上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同	上
新発田南高等学校	令和8年1月30日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項)	県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。	
長岡向陵高等学校	令和8年2月20日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項)	県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項)	支出事務手続に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
長岡明德高等学校	令和8年3月10日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項)	収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで	(注意事項)	歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項
長岡商業高等学校	令和8年3月24日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項)	県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	適正と認めた。	
正徳館高等学校	令和8年3月11日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項)	県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	適正と認めた。	
三条商業高等学校	令和8年2月20日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同	上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同	上
分水高等学校	令和8年3月12日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同	上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同	上

十日町高等学校	令和8年3月16日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 高校と地域との連携・協働体制構築事業委託契約について、予算の再配当がないにもかかわらず、契約執行決議書により契約を締結していた。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(指摘事項) 職員による学校徴収金等4,758,940円の私的流用があり、一部の支払いについて、振込受領証を偽造していたものがあった。 また、現金を金庫以外の場所で長期間保管しているものや、年2回以上実施すべき収支の確認が行われていないなど、県立学校徴収金会計取扱要綱の定めにした事務処理が多く見受けられた。 加えて、決算書の未作成などの不備について、以前より指摘しているが改善されていなかった。 県に対する県民の信頼を失墜させる重大な事案であり、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保を徹底するとともに、現金管理の厳格化や内部統制が十分に機能する体制の構築など、実効性のある再発防止策を講じられたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
柏崎常盤高等学校	令和8年2月20日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
高田高等学校	令和8年3月9日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
高田南城高等学校	令和8年2月25日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	適正と認めた。
海洋高等学校	令和8年3月24日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	同 上
佐渡総合高等学校	令和8年3月10日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
村上中等教育学校	令和8年3月24日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項

直江津中等教育学校	令和8年2月27日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(指摘事項) 生徒の個人情報(氏名等)が記載された書類を紛失したものがあつた。 適切な文書管理を徹底するとともに、個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。
新潟よつば学園	令和8年3月24日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県立学校徴収金会計に関する事項
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
吉川高等特別支援学校	令和8年3月10日	令和6年度	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
駒林特別支援学校	令和8年2月27日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	同 上
月ヶ岡特別支援学校	令和8年3月11日	令和6年度	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	同 上
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
上越特別支援学校	令和8年2月26日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	(注意事項) 過誤払いに関する事項
柏崎特別支援学校	令和8年2月26日	令和6年度	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
		令和7年度	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項